



～東京支部からのお知らせ～ 職場の皆様で回覧をお願いします。

退職時には 保険証の返却と新たに健康保険加入の手続きが必要です

74歳までの被保険者（ご本人）が退職などでこれまでの健康保険の加入資格を喪失した場合には、ご自身で次に加入する健康保険の選択と加入の手続きをする必要があります。

退職などによる 資格喪失



再就職しない (再就職までの間)

ご自身でのお手続きが必要です
保険料等を比較のうえ加入先をご検討ください
よくあるご質問はこちら▶



加入先	国民健康保険	協会けんぽの任意継続	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加入要件	協会けんぽの加入資格を喪失	・退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること ・退職日の翌日から 20日以内 に手続きすること	ご家族の勤務先へ確認
手続き先	お住まいの区市町村	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	ご家族の勤務先
保険料	前年の所得などにより決定	退職時の標準報酬月額にお住まいの都道府県保険料率を乗じて決定(上限あり)	被扶養者の負担はなし

詳しくは協会けんぽHPをご確認ください ⇒ 全国健康保険協会ホーム▶こんな時に健保▶会社を退職するとき

健康保険のある事業所へ1日の空白もなく 再就職

新しい勤務先が手続きをします
加入要件等は新しい勤務先へご確認ください

早めの受診で
生活改善!

令和3年4月より 令和3年度の協会けんぽの健診が始まります!

協会けんぽでは、35歳から74歳の被保険者（加入者ご本人）向けに生活習慣病予防健診を、40歳から74歳の被扶養者（加入者ご家族）向けに特定健康診査をご用意しております。ご自身のため、ご家族のため、年に一度は健診を受診しましょう！
受診方法等詳しくは協会けんぽ東京支部のホームページをご覧ください。

被保険者（ご本人）向け

生活習慣病予防健診

対象年齢 35歳から74歳

自己負担額 最高で7,169円

(一般健診の場合。協会けんぽからの補助あり)



被扶養者（ご家族）向け

特定健康診査

対象年齢 40歳から74歳

自己負担額 一部の健診機関で無料

(自己負担がある場合は、約3,000円から5,000円程度)



事業主の皆様へ【重要なお知らせ】従業員の皆さまへご案内いたしますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。利用できる医療機関・薬局については今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。

1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。



2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップでできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。

ここをクリック!



どんないいことが? 6つのメリット

POINT1 健康保険証としてずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。



※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT2 医療保険の資格確認がスピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT3 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。
※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT5 医療保険の事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT6 マイナンバーカードで医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



健康保険証利用申込の
お問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30